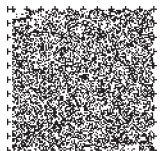


だい しょう
第 1 章

けいかくさくてい
計画策定にあたって



けいかくさくてい はいけいおよ もくてき 計画策定の背景及び目的

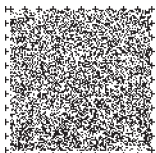
はちおうじし へいせい ねん がつ はちおうじししょうがいしゃけいかく へいせい ねん がつ
八王子市では、平成12年4月に「八王子市障害者計画」を、平成18年4月に
はちおうじししょうがいふくしけいかく へいせい ねん ど さくてい じだい へんか
「八王子市障害福祉計画（平成18～20年度）」をそれぞれ策定してから、時代の変化
しょうがいしゃ ちゅう てきかく たいおう りょうけいかく みなお かさ へいせい
や障害者（注）のニーズに的確に対応するため、両計画の見直しを重ね、平成27
ねん ど はちおうじししょうがいしゃけいかく だい きしょうがいふくしけいかく さくてい りょうけいかく もと
年度には「八王子市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定し、両計画に基づい
しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しえん しゃかいさんか そくしん けんりようご かくしゅ しさく すいしん
て障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など各種の施策を推進して
きました。

この間、国においても障害者に関連する法律や制度は、大きく進展しました。

くに だい きしょうがいふくしけいかく へいせい ねん ど きほんししん ちいきせいかつしえん
国の第4期障害福祉計画（平成27～29年度）の基本指針において、「地域生活支援
きょてんとう へいせい ねん どもつ かくしちょうそんまた かくけんいき すく ひと せいび
拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備
することを基本とする」と示されたことを受け、本市は地域の社会資源を活かして、
しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しえん けいせい ぜんこくてき み はや
障害者の日常生活を支援するためのネットワークを形成し、全国的に見てもいち早
ちいきせいかつしえんきょてん めんてきせいび おこな へいせい ねん ど
く地域生活支援拠点の面的整備を行いました。平成28年度からは、そのネットワー
かつよう しょうがいしゃ ちいき あんしん く しえん ほんかくてき じっし
クを活用し、障害者が地域で安心して暮らすための支援を本格的に実施しています。
へいせい ねん がつ しょうがい りゆう さべつ きんし すいしん かん ほうりつ
また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の禁止の推進に関する法律
しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう しょうがいしゃ けんりようご ぜんこくてき とりくみ
（障害者差別解消法）」が施行され、障害者の権利擁護について、全国的な取組を
おこな すで へいせい ねん がつ しょうがい ひと ひと とも
行うこととなりましたが、既に平成24年4月に「障害のある人もない人も共に
あんしん く はちおうじ じょうらい さべつきんしじょうらい しこう ほんし さら
安心して暮らせる八王子づくり条例（差別禁止条例）」を施行している本市は、更に
とりくみ すす じょうらいかいせい おこな し きかん こうりてき はいりよ
この取組を進めていくべく条例改正を行い、市の機関などにおける合理的な配慮の
ぎむか しない じどう しょうがいりかいきょういくどう とく く
義務化や市内の児童への障害理解教育等に取り組んできました。

くわ ほんし へいせい ねん がつ ちゅうかくし いこう しんたいしょうがいしゃてちょう しんさじむ
加えて、本市は平成27年4月に中核市に移行し、身体障害者手帳の審査事務や、
しょうがいふくし おこな じぎょうしょ していおよ じどう かんさ おこな おお
障害福祉サービスを行う事業所の指定及び指導・監査を行えるようになるなど、多
じむけんげん みすか さいりょう はんたん かつよう しみん こうじょう つと
くの事務権限を自らの裁量と判断で活用し、市民サービスの向上に努めています。

このように、本市では様々な施策を推進してきましたが、本市における障害者の
げんじょう め てん ほんし さまざま しさく すいしん ほんし しょうがいしゃ
現状に目を転じると、さらなる取組が必要であることが分かります。本市の
しょうがいしゃすう そうかけいこう こうれいか じゅうどか すす しょうがいしゃ ちいき
障害者数は増加傾向にあり、高齢化や重度化も進んでいることから、障害者が地域



で安心して暮らす事ができるよう、必要なサービス量の確保と適切な支援の実施が求められています。また、障害者の社会参加が進むにつれ、ライフステージに即した切れ目ない支援の必要性も高まっています。さらに、依然として障害者への虐待や差別が存在しており、障害者の権利擁護の重要性が増しています。

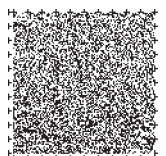
一方、法律の改正による新たな制度も始まります。

平成30年4月には、障害者雇用促進法の改正により、障害者雇用の促進を目的として、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、障害者の社会参加がより一層図られるようになります。また、障害者総合支援法の改正により、施設等を出て地域でのひとり暮らしをしようとする方の相談・助言等の支援を行う「自立生活援助」や、就職後の生活面の課題等の連絡調整や指導・助言を行う「就労定着支援」といった新たな支援も実施していきます。

本市では、これらの障害者福祉を取り巻く状況を踏まえた障害者施策を推進すべく、平成29年4月に障害当事者、障害者団体代表、市民公募委員等で構成する「八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定部会」を発足し、障害者計画及び障害福祉計画を見直すとともに、児童福祉法の改正に伴い、障害児支援の提供体制の確保とサービスの円滑な実施を図るため、新たに障害児福祉計画の策定を行いました。

これらの計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」における6つの都市像の一つ、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を基本理念に、障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民とともに支えあいながら住み慣れた地域で生き生きと暮らすため、「自立支援の充実」「社会参加の促進」を図るしくみづくりとして策定するものです。

(注) 八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画において、「障害者」とは18歳未満の障害児を含む、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等を指します。



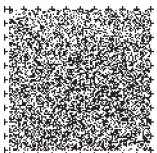
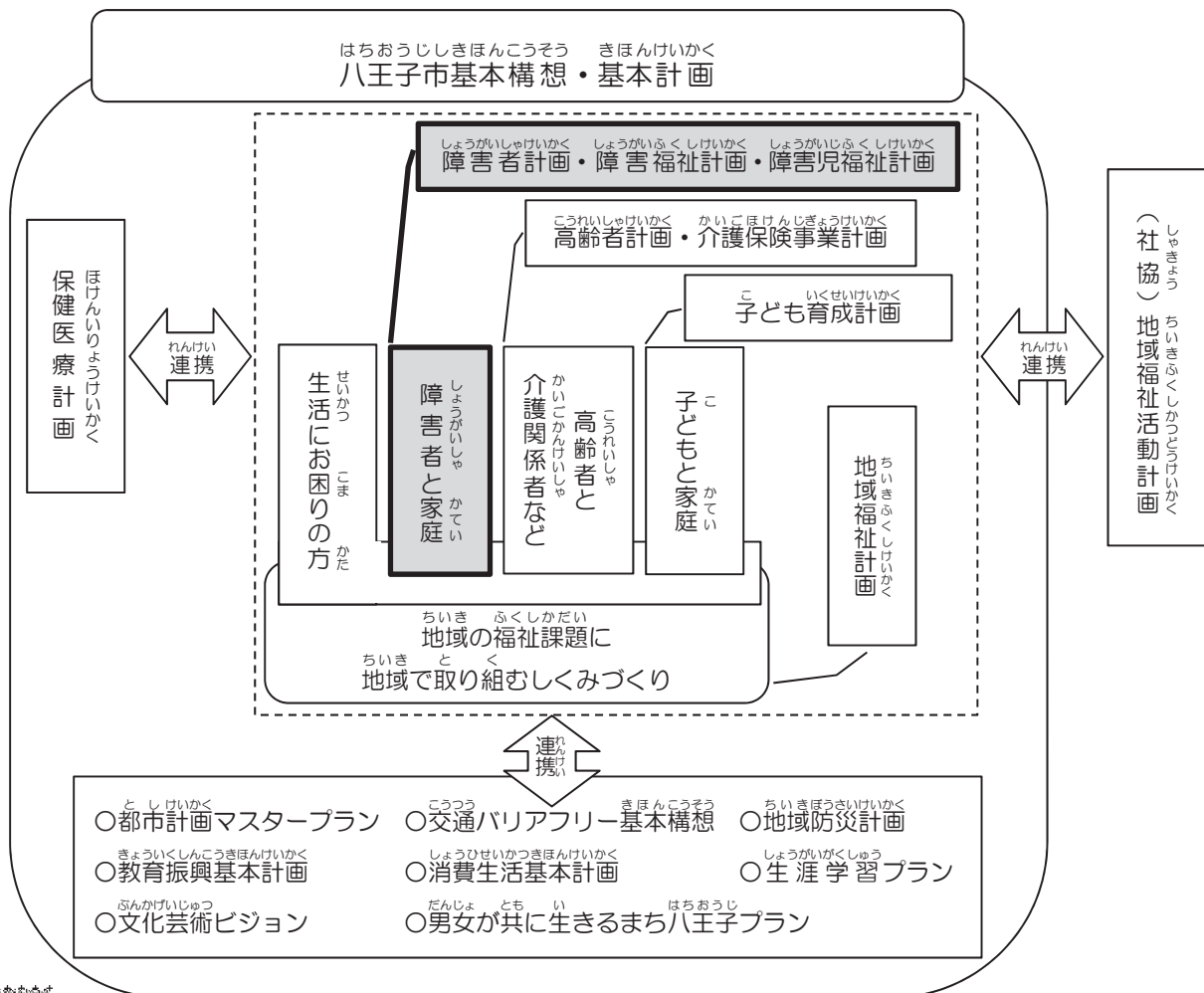
けいかく いち 計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、八王子市の障害者施策の基本となるものです。また障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めた実施計画として策定します。

（2）市の関連計画との関係

本計画は、「八王子市基本構想・基本計画（八王子ビジョン2022）」を上位計画とする「八王子市地域福祉計画」の対象者別計画として、他の関連計画との関係にも留意して策定します。



3

けいかく きかん 計画の期間

ほんけいかく へいせい ねんど
本計画は、平成30～32年度（2018～2020年度）の3年間を期間とします。

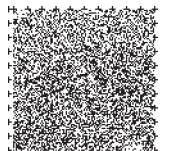
へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	へいせい ねんど 平成31年度	へいせい ねんど 平成32年度	へいせい ねんど 平成33年度	へいせい ねんど 平成34年度	へいせい ねんど 平成35年度
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
はちおうじしきほんこうそう きほんけいかく へいせい ねんど 八王子市基本構想・基本計画（平成25年度～）								
ちいきふくしけいかく 地域福祉計画 （平成25年度～）			だい きろいきふくしけいかく 第3期地域福祉計画					
しょうがいしゃけいかく 障害者計画・ しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画			しょうがいしゃけいかく 障害者計画・ だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画・ しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画					
こうれいしゃけいかく 高齢者計画・ かigoほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画			こうれいしゃけいかく 高齢者計画・ だい きかigoほけんじぎょうけいかく 第7期介護保険事業計画					
だい し こ いくせいけいかく 第3次子ども育成計画								

4

けいかく さくていたいせい 計画の策定体制

ほんけいかく さくてい はちおうじししゃかいふくししんぎかい しょうがいしゃふくしせんもんぶんかかい
本計画の策定にあたって、八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に
「八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定部会」を設置し、計画
の内容や今後の障害者施策についての協議を行いました。策定部会には、障害
当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に加えて、公募市民や学校関係者、
地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者が参加して、地域全体で障害者を
支える体制づくりを目指しました。

また、計画策定にあたって、障害のある方の生活実態やニーズなどを把握するた
めに、「八王子市障害者調査」を実施しました。調査結果は、策定部会での議論に活か
されるとともに、必要に応じて計画の内容に反映されています。



(1) 中核市としての計画の推進

これまで、八王子市では、基本構想・基本計画(八王子ビジョン2022)及び八王子市地域福祉計画に基づき、他の関連計画との整合性にも留意しながら、障害者計画及び障害福祉計画を推進してきました。

特に、平成27年4月の中核市移行後は、移譲された権限を活用して、様々な施策に取り組んでいます。

① 身体障害者手帳の認定事務

身体障害者手帳の認定事務については、中核市移行前は東京都が審査し、交付していましたが、八王子市が一括して行えるようになったため、申請から交付までの期間を1か月半程度から2週間程度まで短縮することが可能となり、これにより様々なサービスが早く受けられるようになるなど、市民サービスの向上につながっています。

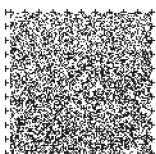
② 障害福祉サービス等事業者の指定及び指導・監査事務

中核市移行前は東京都が実施していた障害福祉サービス等事業者の指定及び指導・監査についても、八王子市が一括して行えるようになったため、障害者の権利擁護や雇用促進等の基準を市独自で設定し、また、事業者の指定から指導・監査などにおいて、一貫してきめの細かい対応が可能となったことで、よりサービスの質の確保に取り組むことができるようになりました。

③ 児童通所施設事業者の指定及び指導・監査事務

さらに、平成31年4月に、新たに中核市に児童通所施設事業者の指定及び指導・監査の権限が移譲される予定です。これにより、障害福祉サービス等事業者と同様に、放課後等デイサービスなどについても、一貫してきめの細かい対応ができることとなります。

本市は、これらの状況を踏まえ、中核市としての権限を活かし、また、中核市としての役割を十分認識したうえで、障害者が地域で主体的な生活を送れるよう、



じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ いりょうてき じ せっきよくてき しえん しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ
 重症心身障害者や医療的ケア児へのより積極的な支援や、障害者の日常生活及
 しゃかいせいかつ ささ ふくしじんざい かくほとう しゅよう とりくみ いち こんかい しょうがいしゃ
 び社会生活を支える福祉人材の確保等を主要な取組として位置づけた今回の障害者
 けいかく しょうがいふくしけいかく しょうがいふくしけいかく すいしん
 計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を推進していきます。

(2) 計画の推進における進行管理

ほんけいかく すいしん あ しょうがいとうじしゃ しょうがいしゃふくし ちいきふくしかんけいしゃ
 本計画の推進に当たっては、障害当事者や障害者福祉・地域福祉関係者などで
 こうせい はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ちゅう ば しんちよくじょうきょう ほうこく
 構成される「八王子市障害者地域自立支援協議会（注）」の場で進捗状況を報告し、
 いいんいけん ふ しんこうかんり おこな しゃかいじょうせい へんか ともな ひつよう
 委員意見を踏まえて進行管理を行います。また、社会情勢の変化などに伴い、必要
 おう じゅうなん みなお はか
 に応じて柔軟に見直しを図っていきます。

ちゅう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつだい じょう
 (注) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条
 きてい もと しょうがい うむ ねんれい せいべつ と ちいきしゃかい
 の3の規定に基づき、だれもが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会
 ささ あんしん く めざ ほけん いりょう ふくし
 でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、
 きょういく ろうどう ぶんや さまざま ひと きかん れんけい そうだんしえんたいせい じゅうじつ
 教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実な
 はか ほんにん いこう もと ひつよう しえん う しょうがいすべ ばめん
 どを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯全ての場面にお
 じりつ にちじょうせいかつ いとな しゃかい こうちく きょうぎ
 いて、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の
 ば はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい せっち
 場として、八王子市障害者地域自立支援協議会を設置する。

はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいせっちようこうだい じょう ぼっすい
 (八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱第1条より抜粋)

